

地域振興施設等整備事業実施方針の運用について

昭和 58 年 4 月 1 日 管理局長通知
一部改正 昭和 62 年 4 月 1 日
一部改正 平成 5 年 4 月 1 日
一部改正 平成 5 年 11 月 5 日
一部改正 平成 6 年 11 月 25 日
一部改正 平成 8 年 4 月 1 日
一部改正 平成 14 年 12 月 20 日
一部改正 平成 17 年 4 月 1 日
一部改正 平成 18 年 3 月 20 日
一部改正 平成 19 年 3 月 11 日
一部改正 平成 22 年 4 月 1 日
一部改正 平成 25 年 9 月 25 日
一部改正 平成 27 年 3 月 26 日
一部改正 平成 31 年 4 月 1 日
一部改正 令和 2 年 3 月 31 日
一部改正 令和 4 年 3 月 31 日

第 1（目的）について

この実施方針は、地域振興施設等整備事業を実施するに当たり、適正な執行と円滑な運用を図ることを目的として定めたものである。

なお、本事業は、政令市（但し、相模原市のうち旧津久井郡 4 町のエリアは除く）は対象外とするものである。

第 2（整備の目標）について

地域振興施設等整備事業として実施する施設整備の目標を示したものであり(1)は自主事業、(2)は市町村要請事業をいうものである。

第 3（施設等の範囲）について

地域振興施設等整備事業として整備する施設等の範囲は、概ね次の各号のとおりとする。当該施設等と範囲以外の施設等を併せて整備する場合、施設等の範囲の用に供する部分の面積等が全体の 5 割以上を占めるときは、各号の範囲の施設等として取扱うものとする。

- (1) 交通関連施設
駐車場、駐輪場等
- (2) スポーツ・レクリエーション施設
テニスコート、水泳プール、野球場、海洋スポーツ施設等
- (3) 生活・文化関連施設
多目的展示ホール、会議室、研修室等
- (4) 観光振興施設
観光案内所、物産施設等

- (5) 産業振興施設
オフィスビル、商工業会館等
- (6) 再生可能エネルギー発電施設
小水力発電施設等

2 神奈川県公営企業管理者（以下「管理者」という。）が特に認める施設とは、前項に掲げる施設以外で、第2の整備の目標及び第4の自主事業実施基準又は第6の審査基準等から総合的に判断し、その地域の需要、特性にあった施設等をいう。

第4（自主事業実施基準）について

管理者は、自主事業として地域振興施設等整備事業を実施する場合は、(1)及び(2)の項目について総合的に検討し、判断するものとする。

- (1)の「広域的な波及効果」とは、県民福祉の向上、地域経済の発展等事業実施効果が広域的な広がりを持つものであることをいう。
- (2)の「資産運用」とは、この施設の利用料収入又は貸付料により長期的に資金の回収が図れる見通しがあること、又は企業庁が保有する土地等を高度に利用し、地域の振興を図る等をいう。

第5（施設等整備の要請）について

施設等整備の要請は、市町村に文書で要請させることにしたものである。したがって、文書の提出前に市町村と施設概要、用地、設置場所等事業の全体計画について十分検討するものとする。

なお、市町村が施設等整備に当たり国等の補助金等を利用しようとする場合は、当該整備事業による施設等整備が補助金等の対象となるか否かについて、国等に事前に確認することを市町村に求めるものとする。

第6（審査基準）について

管理者は、市町村から要請を受けた場合は、(1)～(2)までの項目について総合的に検討し判断しなければならない。

- (1)の「必要性又は緊急性」とは、その施設等整備が市町村の行政計画等に位置づけられる等の重要施策であり、市町村施策、かつ、住民ニーズとしてもその実施が急がれているものをいう。
- (2)の「規模の適正」とは、この施設等が市町村の人口、面積、財政規模、利用形態、需要予測等からみて適正なことをいう。

第7（関係局との協議）について

管理者は、当該整備事業について、自主事業として実施する場合は、県総合計画等との整合を図るため、関係局と協議をするものとし、市町村要請事業として実施する場合は、関係局へ報告するものとする。

第8（事前調査）について

施設等の整備については、地質調査、測量、需要調査等必要な調査を行わなければならない。

第9（施設等の整備の決定）について

管理者は、第4の実施基準、第6の審査基準、第7の関係局との協議及び第8の事前調査のほか、公営企業資金等運用事業会計の資金の保有状況、実施中又は実施予定の施設等整備事業の進捗状況、経営計画等から総合的に判断して施設等の整備を決定しなけ

ればならない。

第 10（市町村との協議）について

管理者は、市町村と次の事項について協議するものとする。

- (1) 事業実施協定を締結すること。
- (2) 債務負担行為の議決に関すること。
- (3) 完成施設等の引き渡し及び売買契約に関すること。

第 11（施設等の譲渡）について

施設等の譲渡価額に加える事務費及び地方自治法施行令第 169 条の 7 第 2 項による延納の特約を認める場合の条件等については、次のとおりとする。

- (1) 事務費は、工事費以外の費用であり、その額は、工事費に次の率（ただし、平成 31 年 4 月 1 日から当分の間は、1%）を乗じて算出する。

工事費が 5 億円以下の部分	3%
工事費が 5 億円を超える部分	2%

- (2) 延納の特約を認める場合は、利息を付するものとする。ただし、即納金を納付する場合は、その残金に対して利息を付するものとする。
- (3) 前号の利率は、売買契約締結時点における神奈川県公営企業資金等運用事業に関する規程（昭和 41 年 3 月 25 日企業管理規程第 4 号）第 3 条に定める標準利率を適用する。

ただし、別表に定める県内のダム湖を擁する地域及び県営水道に水を供給している大規模取水施設の所在する地域に対する利率は、標準利率に 2 分の 1 を乗じたものを基準に管理者が定めた利率とする。

- (4) 譲渡代金の償還期間は、20 年以内（整備する施設の耐用年数を限度とする。）とし、半年賦元利均等償還方式とする。

また、元金の償還について市町村が希望するときは、1 年間の措置期間を置くことができる。

- (5) 延納代金について市町村が希望するときは、繰上償還をさせることができる。

- 2 前項(3)の規定にかかわらず、管理者が相当の理由があると特に認めた場合は、別に定めることができる。

附 則

この運用については、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この運用については、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この運用について中第 11(2)に定める利率の運用については、現に延納の特約を行っている水源地域の市町村に対し、昭和 62 年 4 月 1 日から現契約利率から 2%を減じた率を適用する。

附 則

- 1 この運用については、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 5 年 4 月 1 日前に締結した売買契約の延納利息の利率については、なお、従前の例による。

附 則

この運用については、平成 5 年 11 月 5 日から施行する。

附 則

- 1 この運用については、平成6年11月25日から施行する。
- 2 この運用の施行日前に締結した売買契約の延納利息の利率については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この運用については、平成8年4月1日から施行する。
- 2 この運用の施行日前に締結した売買契約の延納利息の利率については、なお、従前の例による。

附 則

この運用については、平成14年12月20日から施行する。

附 則

この運用については、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この運用については、平成18年3月20日から施行する。

附 則

この運用については、平成19年3月11日から施行する。

附 則

この運用については、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この運用については、平成25年9月25日から施行する。

附 則

この運用については、平成27年3月26日から施行する。

附 則

この運用については、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この運用については、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この運用については、令和4年4月1日から施行する。

別表（第11関係）

施設の分類	水 系	施設等の名称	地域の範囲
ダ ム 湖	相模川水系	相模湖	相模原市(旧津久井郡藤野町、旧津久井郡城山町、旧津久井郡相模湖町、旧津久井郡津久井町に限る)、愛川町、清川村
		津久井湖	
		奥相模湖	
		宮ヶ瀬湖	
	酒匂川水系	丹沢湖	山北町
大規模取水施設	相模川水系	谷ヶ原取水施設	相模原市(旧津久井郡城山町に限る)
		寒川取水施設	寒川町
		社家取水施設	海老名市
	酒匂川水系	飯泉取水施設	小田原市